

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区長が行う個人情報保護事務に関する規則（平成17年規則第89号）その他関係規定に基づき、新宿区個人情報保護管理運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成等)

第2条 会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、総合政策部を担当する副区長をもって充てる。

3 副会長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

4 会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会議は、会長が招集する。

8 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

9 会長は、必要があると認めるときは、その指名する会員に、第3条(3)に関する審議を行わせることができる。

(会議の所掌事項)

第3条 会議は次に掲げる事項について審議し、その結果を区長に報告するものとする。

(1) 保有個人情報の管理に関する重要な事項

(2) 保有個人情報のサイバーセキュリティに関する事項

(3) 各事業に係る別表第2に掲げる事項

(4) その他、保有個人情報の適正な管理に関し、会長が必要であると認める事項

(分科会)

第4条 会長は、会議に分科会を設置し、会議の開催に先立ち、第3条に掲げる事項について調査させることができる。

2 分科会は、分科会長及び分科会員をもって組織する。

3 分科会長は、総合政策部区政情報課長の職にある者をもって充てる。

4 分科会員は、総合政策部情報システム課長の職にある者及び総合政策部区政情報課並びに総合政策部情報システム課の職員のうち、分科会長が指定する者をもって充てる。

5 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

6 あらかじめ分科会長が指定する分科会員は、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 分科会は、分科会長が招集する。

8 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を分科会に出席させて意見を

聴くことができる。

9 分科会長は、分科会における調査の結果について、会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議及び分科会の庶務は、総合政策部区政情報課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第4項関係）

総務部長、地域振興部長、文化観光産業部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、みどり土木部長、環境清掃部長、都市計画部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区政情報課長、情報システム課長

別表第2（第3条第1項第3号関係）

事項	内容
目的外利用	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第3号及び第4号に該当すると認める目的外利用
外部提供	法第69条第2項第3号及び第4号に該当すると認める外部提供
電算処理	新たな電子計算機による個人情報の処理システムの開発・導入又は既存の電子計算機による個人情報の処理システムの重要な変更
外部結合	新たな外部電子計算機との結合又は既存の電子計算機との結合の重要な変更
業務委託	新たな個人情報を取り扱う業務の委託又は区が過去に行った業務の委託の重要な変更
指定管理	新たな公の施設の指定管理又は区が過去に行った指定管理の重要な変更
派遣労働者	派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に講ずべき措置を定める要綱第6条に規定される事務を派遣労働者に行わせようとするとき
防犯カメラ	次に掲げる要綱を除く、新たな要綱に基づき防犯カメラを設置するとき （1）新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 （2）新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用に関する要綱 （3）不法投棄対策用カメラの設置及び運用に関する要綱 （4）新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 上記（1）ないし（4）の要綱に基づき、防犯カメラを設置し、又は設置したとき ただし、庁舎、建物を主たる構成要素とする公の施設、その他の建物で、建物、敷地内を撮影範囲とする防犯カメラについては、制度運用状況の確認において、一括して検討を行うものとする。